

調 査 報 告 書

(調査請求第1号)

平成26年10月30日
川崎町政治倫理審査会

川崎町政治倫理条例（平成 10 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、町長が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるとして、54 名の町民から平成 26 年 9 月 4 日付けで川崎町長職務代理人（以下「職務代理人」という。）に調査請求書が提出され、職務代理人からは、同年 9 月 4 日付で当審査会に調査が求められた。

その結果について、以下のとおり報告する。

記

1. 審査の対象

川崎町長 小田 幸男

2. 請求人の主張

(1) 調査請求の対象となる事由の該当条項

条例第 3 条第 1 号及び同条第 3 号

(2) 調査請求の対象となる事由の内容

平成 26 年 7 月 19 日に官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害罪で逮捕・拘留され、8 月 8 日には同容疑で福岡地検が起訴、また 8 月 26 日には別事件に対する同容疑で再逮捕されていることは、政治倫理基準に反しており、政治倫理条例に違反している。

3. 審査の経過

回数	開催日時	開催場所	審査の概要
1	9 月 24 日	庁舎会議室 1	調査請求の審査
2	10 月 22 日	庁舎会議室 2	調査報告書のまとめ
3	10 月 30 日	副町長室	調査報告書の提出

4. 審査の方法

請求者 54 名から提出されている調査請求書並びに疑義を証明する資料として提出された新聞記事を参考に、報道等による事実関係を考慮したところで慎重に審査を行った。

5. 審査の結果

町長が官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害罪で逮捕（再逮捕を含む）・拘留・起訴され、その後、加重収賄容疑で逮捕・起訴されていることは明らかな事実であり、条例第 3 条第 1 号「町民全体の代表者として品格と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に該当するため本条例に違反するものと認める。

しかし、条例第 3 条第 3 号「町工事等の請負契約、下請工事、委託工事及び一般物品納入契約に関して特定業者の推薦、紹介など有利な取り計らいをしないこと」に関しては、前述の容疑で逮捕から起訴に至っていることは事実ではあるが、町長はこれに関しては否認をしており、また裁判による判決がでていないことから当審査会では、本条例に違反しているとは判断できない。

6. 付言

条例第 3 条第 3 号に関しては、現時点では事実関係が判明していないため、町長が条例違反を犯しているとは判断できないが、町民から疑惑を持たれていることは事実であり、今後裁判で有罪又は無罪になろうと今回の事件に対する説明責任を果たすように提言する。

平成 26 年 10 月 30 日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏
副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子
委 員	坂 本	幸 子
委 員	永 富	陽 子